

建災防宮城県支部からのお知らせ

令和5年5月1日



STOP! 熱中症 クールワークキャンペーンが始まります!
【5月1日～9月30日(7月重点期間)】

STOP!
熱中症
クールワーク
キャンペーン
熱中症に
気をつけて!

WBGTを
意識しよう
乾燥温度
自然湿球温度
黒球温度

水分・塩分を
こまめに
取ろう
水分
塩分

適度に休憩を
入れよう
涼しい場所
日陰
で休憩

緊急時の
対応を
確認しよう
首・顔の下
衣類のつけ根
を冷そう
迷わず
119番

体調管理を
しっかりと
食事
睡眠
涼しい服

キャンペーン期間
2023年 5月1日・9月30日 ● 準備期間 4月 ● 重点取組期間 7月 ● 建設業労働災害防止協会

暑くなる前に、備えよう! 職場の熱中症対策

- ✓ 暑さ指数(WBGT)の把握の準備
- ✓ 暑熱環境下における作業計画を策定
- ✓ 冷房設備、ミストシャワー等設備の検討
- ✓ 休憩場所の確保の検討
- ✓ 通気性の良い服装等の検討
- ✓ 労働者に対する教育の実施

熱中症を重篤化させないため労働者
に対する予防教育を徹底しましょう!

当支部では、労働者を教育する管理者
等対象に下記により、産業医を講師に迎
え「熱中症予防管理者教育」を実施しま
す。

第1回 5月29日(月)

第2回 6月12日(月)

詳しくは建災防宮城県支部 HP で

令和5年度 全国安全週間スローガン

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

7月1日～7日(準備期間 6月1日～30日)

令和5年度 産業安全衛生宮城大会の開催について

令和5年度の標記安全大会が、下記により開催されます。本大会では、安全衛生に顕著な成果、功績のあ
った企業、個人の表彰式や、特別講演が予定されています。多くの皆様のご参加をお願いいたします。

記

- 1 日時：令和5年7月3日(月) 13:15～15:55
- 2 会場：名取市文化会館 大ホール 定員 500名
- 3 講演 「生涯健康脳」～健康で安全に働き、イキイキと暮らす～

講師：東北大学スマート・エイジング学際重点研究センター長 医学博士 瀧 靖之 氏

主唱：宮城労働局 主催：建設業労働災害防止協会 宮城県支部 ほか災害防止団体

参加申し込みは、宮城労働基準協会ホーム
ページからWEB申込で!
詳しくは本号同封チラシをご覧ください。

厚生労働省助成事業

ご利用は **《無料》** です!!

自然災害からの復旧・復興工事安全衛生支援事業のご案内

御社の安全衛生活動を支援します！ 労災防止活動は、専門家を交えて複眼的に実施しないと十分な効果が期待できません。

現場の安全点検や作業員等への教育に専門指導員のスキルを御活用ください！

【現場巡回指導】⇒専門指導員が工事現場を訪問し、その場で必要な助言・指導を行います。

【安全衛生教育】 ①基礎的安全衛生教育（2時間）②管理監督者等に対する安全衛生教育（2.5時間）

申込・お問合せは 宮城支援センター TEL：070-4129-2066（直通）

メール：shien_miyagi@kensaibou.or.jp

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について

令和5年3月14日付け基安発0314第2号 厚生労働省労働基準局安全衛生部長
一側足場の使用範囲の明確化、点検者の指名等安全衛生規則が改正※され、これにともない、上記要綱も改正されました。詳しくは、「建設の安全」5月号をご覧ください。

※一側足場部分：令和6年4月1日施行 点検者指名等：令和5年10月1日から施行

第2の2 足場の設置計画段階における留意事項

(1) 足場の組立図の作成

(本足場の使用) 安衛則第561条の2

事業者は、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りでない。

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならないことに留意し、足場からの墜落防止のため、手すり等の機材の設置、足場の点検等が的確に実施されるよう、足場の高さ等によらず、組立て作業に着手する前に、足場の組立図を作成し、関係労働者に周知すること。

3 足場の組立て等の作業段階における留意事項

(5) 足場の点検

ア 事業者は、足場の組立て等の後には、点検者を指名した上で足場の点検及び補修を実施するとともに、その結果及び点検者の氏名について記録・保存を行うこと。

イ 元方事業者等の注文者は、足場の組立て等の後に請負人

の労働者にこれを使用させる時は、作業を開始する前に、点検者を指名した上で足場の点検及び補修を実施するとともに、その結果及び点検者の氏名について記録・保存を行うこと。

ウ 上記ア及びイの点検者は、十分な知識・経験を有する者とする。※

※足場の組立て等作業主任者能力向上教育受講者や建災防「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等

エ 上記ア及びイの点検者は、足場の組立て等の作業に直接従事した者、当該作業の作業主任者及び作業指揮者等の当事者以外の者とする。

4 足場上で作業を行う段階における留意事項

(4) 足場の点検

ア 作業開始前には、あらかじめ点検者を指名した上で、手すり等の取りはずしや脱落の有無について点検及び補修を実施すること。なお、必要に応じ、安衛則に掲げる足場の構造等に関する事項について併せて確認し、問題が認められた場合には補修を行うこと。

イ 点検者については、職長等、当該足場を使用する労働者の責任者から指名すること



建設業労働災害防止協会 宮城県支部

〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階

電話 022-224-1797 Fax 022-265-5604